

神戸市水道告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、神戸市水道局会計規程（昭和39年 4 月水道管理規程第 8 号）第46条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号

2 指定納付受託者に納付させる料金等

水道事業管理者が徴収する分担金並びに神戸市水道条例（昭和39年 3 月条例第46号）第20条第 1 項に規定する手数料

3 指定日

令和 7 年 5 月 1 日